公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

映画の制作現場における
クリエイターの取引環境に係る実態調査について
【概要】

令和７年12月

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

調査趣旨

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

閣議決定

● 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和６年６月21日閣議決定）

「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、音楽・放送番組の分野の実態調査に続けて、（令和７年）年明けから、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う。」

● 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和７年６月13日閣議決定）

「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、2025年から行っている映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を進め、本年秋の結果公表を目指す。その調査結果を踏まえて、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定する。」

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ヒアリング調査

■　令和７年１月から、業界の概要や実態、問題点等の情報収集を行うために、制作会社、様々な職種のクリエイター（フリーランス）、業界団体、製作委員会等に対してヒアリングを実施。

（ヒアリング実施対象者数）

	映画分野
制作会社	21
フリーランス（※）	22
業界団体	5
製作委員会等	14
有識者（弁護士・学者等）	5
合計	67

※　撮影・編集・音響等のフリーランスとして働くクリエイターに対し、所属している複数の業界団体又は有識者を通じてヒアリングを依頼

調査方法（２）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

アンケート調査

■　令和７年６月～７月にかけて、取引条件の明示状況等を把握するため、制作会社及びフリーランスに対してアンケート調査を実施

	映画分野
送付数	制作会社　　：1607社 フリーランス：2000者超
回収数	制作会社　　：436社（回収率27.1%） フリーランス：143者
実施期間	令和７年６月９日～７月14日

※　制作会社向けアンケートについては、日本標準産業分類で映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）に分類される事業者等に対して回答を依頼
※　フリーランス向けアンケートについては、フリーランスが所属している業界団体又はヒアリングを実施した制作会社を通じて回答を依頼

情報提供フォーム

■　公正取引委員会のホームページ上に映画・アニメ共通の専用情報提供フォームを設置(令和７年１月29日)

➢　同年11月末日までに両分野合わせて219件の情報が寄せられ、情報提供者へのヒアリングを実施

映画製作に係る市場の概要（取引主体）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

取引主体と収益構造（製作委員会方式の場合）

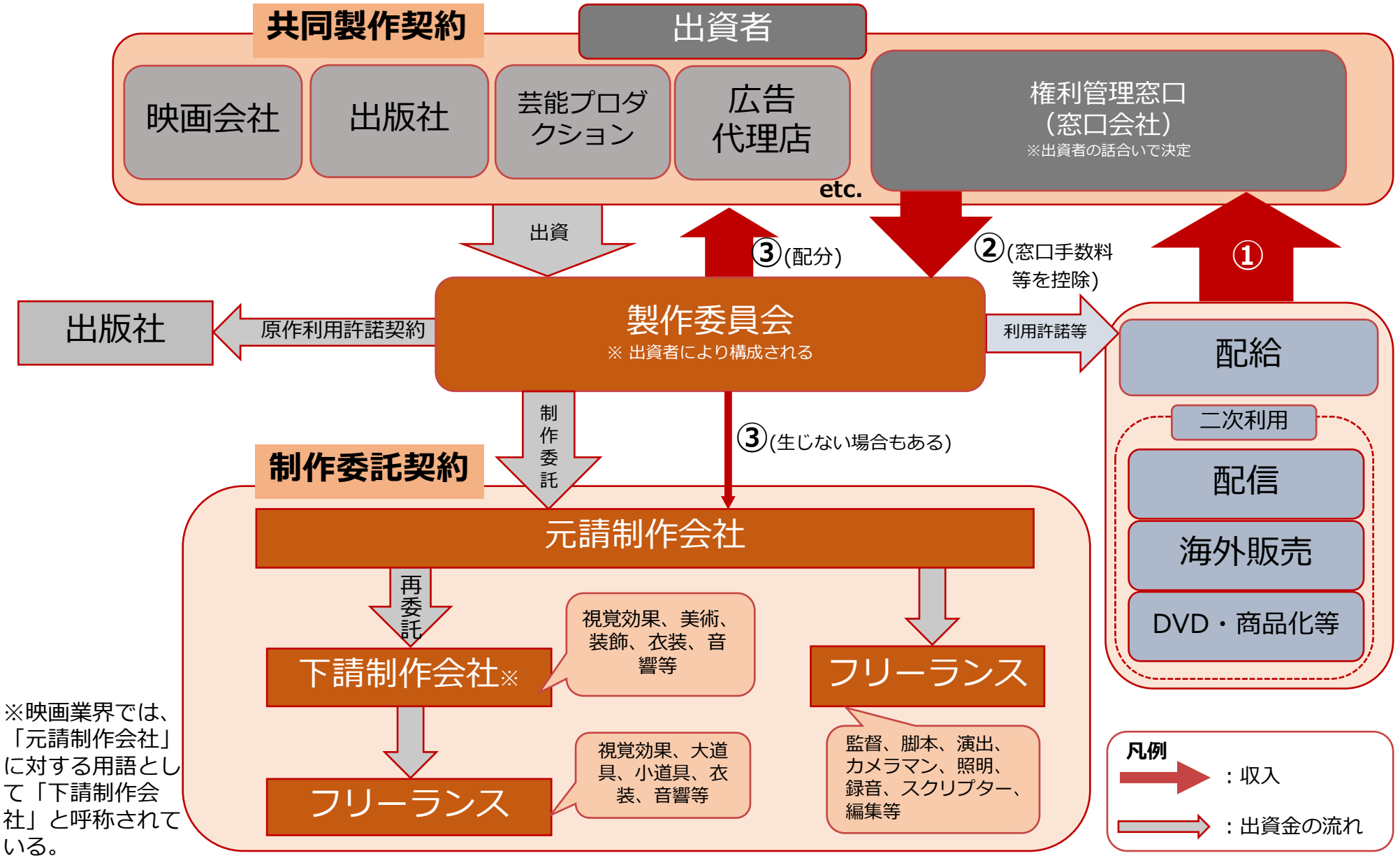

※映画業界では、「元請制作会社」に対する用語として「下請制作会社」と呼称されている。

映画製作に係る市場の概要（市場規模等）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

市場規模等

興行収入の推移

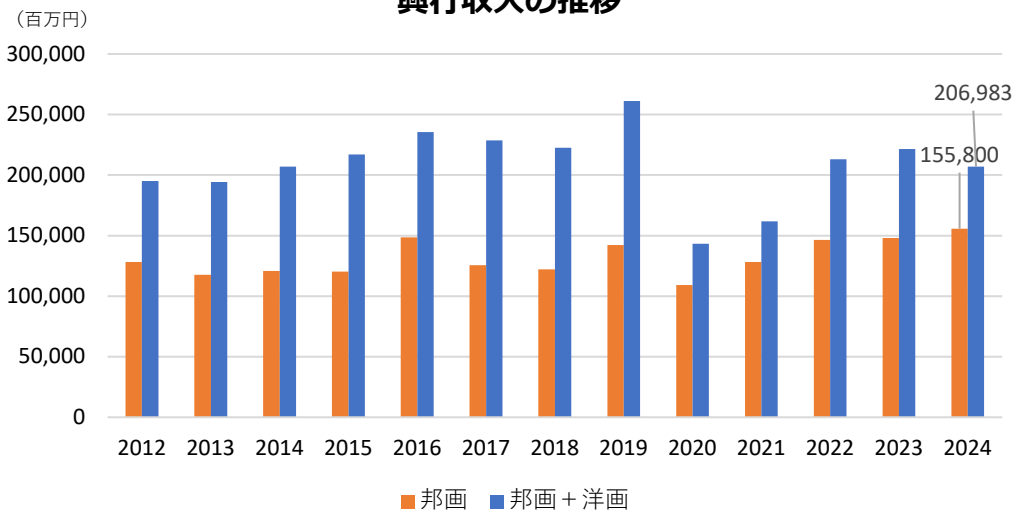

※邦画には実写、劇場版アニメ、ライブ映像等を含む
※一般社団法人日本映画製作者連盟　過去データー覧より

公開本数の推移

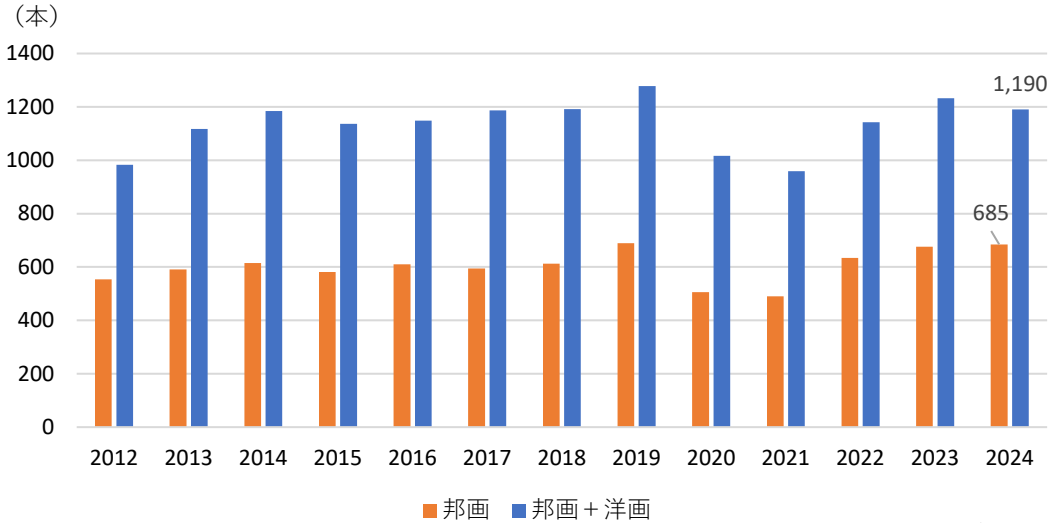

※一般社団法人日本映画製作者連盟　過去データー覧より

制作会社の事業概要等

制作会社の資本金及び従業員数

資本金 従業員数	1000万円以下	1000万円超5000万円以下	5000万円超	分からない	計
10人以下	55	7	1	1	64
	59.8%	7.6%	1.1%	1.1%	69.6%
10人超100人以下	11	5	4	0	20
	12.0%	5.4%	4.3%	0%	21.7%
100人超	0	2	6	0	8
	0%	2.0%	7.0%	0.0%	9.0%
分からない	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	66	14	11	1	92
	71.7%	15.2%	12.0%	1.1%	100.0%

※アンケート結果より

制作会社の全売上高において映画制作による売上高の占める割合

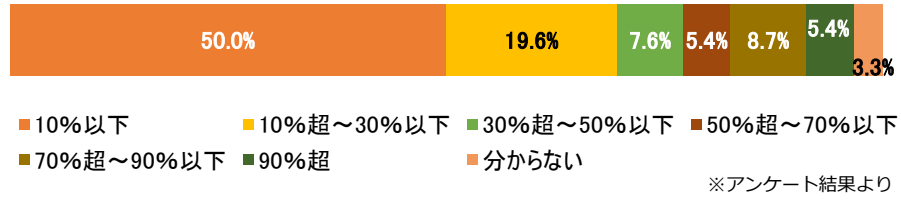

※アンケート結果より

制作会社・クリエイター（フリーランス）の数

映画分野	
制作会社	65社（※1）
クリエイター	約2200名（※2）

（※１）　一般社団法人日本映画制作適正化機構に登録している総数
（※２）　一般社団法人日本映像職能連合を構成する各団体に所属するクリエイター総数

本報告書の主な指摘事項

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

	取引段階	問題となり得る行為	違反となり得る類型及び適用法令
製作委員会・元請制作会社間の取引	契約段階	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞	取引条件の明示義務（取適法） 優越的地位の濫用を誘発する行為（独禁法）
		◆ 著しく低い取引対価（制作委託費）・一方的な取引対価の設定	買いたたき、協議に応じない一方的な代金決定（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
		◆ 著作権の無償譲渡	
	制作過程 支払段階	◆ 発注取消し	不当な給付内容の変更・やり直し等（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
		◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払	
		◆ 減額、支払遅延（不払）	減額、支払遅延（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
元請制作会社・下請制作会社間の取引	契約段階	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞	取引条件の明示義務（取適法） 優越的地位の濫用を誘発する行為（独禁法）
		◆ 著しく低い取引対価（制作委託費）・一方的な取引対価の設定	買いたたき、協議に応じない一方的な代金決定（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
	制作過程 支払段階	◆ 発注取消し	不当な給付内容の変更・やり直し（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
		◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払	不当な給付内容の変更・やり直し等（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
		◆ 減額、支払遅延（不払）	減額、支払遅延（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
制作会社・フリーランス間の取引	契約段階	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞	取引条件の明示義務（フリーランス・事業者間取引適正化等法）
		◆ 著しく低い報酬水準	買いたたき（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法） 協議に応じない一方的な代金決定（取適法）
		◆ 短納期発注による割増料金等の不払	
	制作過程 支払段階	◆ 発注取消し	不当な給付内容の変更・やり直し（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）
		◆ 期間延長等に伴う追加報酬の不払	不当な給付内容の変更・やり直し等（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）
		◆ 減額、支払遅延（不払）	減額、支払遅延（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）

	問題となり得る行為等
動画配信事業者・元請制作会社間の取引	協議に応じない一方的な代金決定（取適法）、視聴回数等の情報の開示

※取適法（改正下請法）が令和８年１月１日から施行されるため、各論においては、取適法の規制に基づいて記載している

取引条件の明示状況、明示時期

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

調査結果

【書面等による取引条件の明示状況】

- アンケート（元請制作会社）では、「必ず明示される」「概ね明示される」を合わせて約96%が取引条件を明示されていると回答。
- ヒアリング（製作委員会）では、「契約書の交付状況は100%との認識」「映適ガイドラインの契約書ひな型を踏襲してもらうよう制作会社に依頼、交渉している」との回答があった。
- 元請制作会社からは、「製作委員会の幹事会社とは必ず制作委託契約を交わしている」、「映画業界では、他の映像業界とは異なり、契約書は取り交わしている」旨の回答が多くあった。

※ 明示された事項として、「業務内容」「制作委託費」「支払時期」「納入時期」「著作権の取り扱い」は、それぞれ８割以上。

取引条件の明示状況（過去５年間）

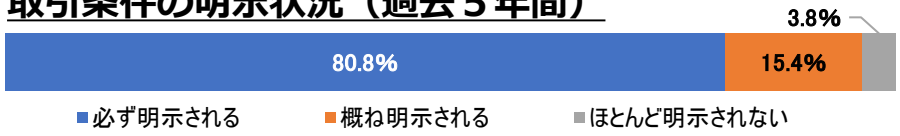

【書面等による取引条件の明示時期】

- アンケート（元請制作会社）では、書面等により取引条件等が実際に明示される時期につき、「発注時点が多い」との回答は約１割。「発注後から制作業務開始までの間」との回答が約４割、「制作開始後から納品までの間」との回答が約４割、「納品後」との回答が約１割。
- ヒアリング（製作委員会）では、「成功報酬の利率が決まらないなど調整が終わらず、制作着手までに契約書を締結できないことはある」との回答があった。
- 元請制作会社からは、「幹事会社の法務部門における契約書のチェック等が間に合わない場合に、制作委託費の一部支払のため、覚書を締結する例がある」、「契約してしばらくは契約書が作成されないため、それまで口約束のような状態が続き、なかなか安心できないのだが、企画を進めたり、スタッフを集めないと制作が間に合わない」旨の回答があった。

取引条件等が明示される時期（過去５年間）

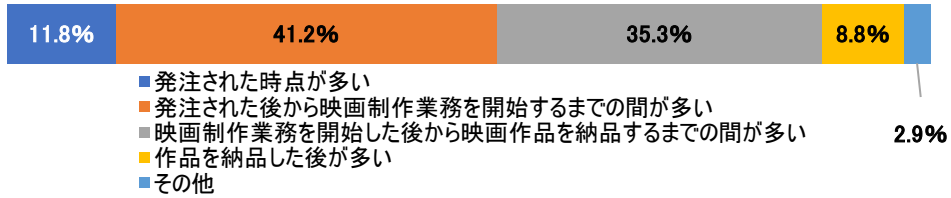

※ 直近の事業年度５年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

取適法上及び独占禁止法上の考え方

製作委員会との取引における取引条件の書面等による明示状況については、ほとんどの場合で重要事項を含む取引条件が明示されている一方で、明示時期については、製作委員会から元請制作会社への発注後、制作作業に着手した後である例が相当程度あるとみられる。この点、

◆ 取適法上の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）は、元請制作会社に対する情報成果物作成委託に際して、直ちに、必要事項を明示しなければならない（取適法第４条第１項）。

◆ また、製作委員会（構成事業者）においては、確定した事項について直ちに書面等により取引条件を明示し、未定事項についても十分に協議をした上で可能な限り早期に定め、その後直ちに補充書面等により明示することが求められる（取適法第４条第１項ただし書）。

■ 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が映画制作を開始する前に取引条件を明示しないことは、契約内容が不明確な状態で元請制作会社が業務を行うこととなるため、元請制作会社に不利益が生じるおそれがあるなど、優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因となり得る。

取引対価（制作委託費）の設定

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

調査結果

- アンケート（元請制作会社）では、制作委託費の決定方法につき、「取引先から提示された上限・単価の範囲内で制作委託費を決定することが多い」との回答が約6割、（制作会社が）「必要な制作コストを踏まえるなどして提示した制作委託費で合意することが多い」との回答が約４割であった。
- 制作委託費の額について「交渉できたことが多い」との回答が約６割。
- 過去10年で制作委託費が「上がっている」が約３割、「下がっている」が約２割、「ほぼ変わらない」が約４割であった。
- 元請制作会社の約７割が制作委託費に「満足していない」とし、その理由としては「物価上昇分が転嫁できない」、「要求クオリティが高くなっている」、「そもそもの制作委託費が低い」とする回答がそれぞれ6割～７割であった。
- ヒアリング（製作委員会）では、「コストマークアップ方式（製造原価に利益を乗せた価格を最終的な取引価格に設定する方法）による見積りを基に決定する」、「委員会としての予想収益から総事業費（予算）を決め、実現可能なラインの制作委託費を交渉して決めている」との回答があった。
- 元請制作会社からは、「制作費の交渉は、増額よりも、予算に見合った脚本への書換えなど費用を下げる方向で行われることが多い」、「製作委員会から提示された予算が足りない場合、交渉をするが、大体満足のいく交渉結果となることはなく、製作委員会から締め付けられた分、下請会社やフリーランスを締め付けないと作品を作ることができない」、「大半の場合で成功報酬が付く」などの回答があった。
- 事業者団体からは、「あくまでコストの積み上げであり、力関係による一方的なものではない」との回答があった。

制作委託費の決定方法（過去５年）

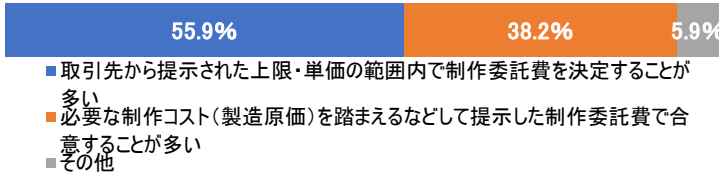

制作委託費の額についての交渉の可否（過去５年）

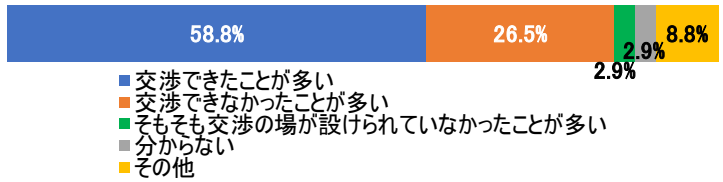

制作委託費の水準の変化（過去10年）

制作委託費のみによる営業損益（直近１年間）

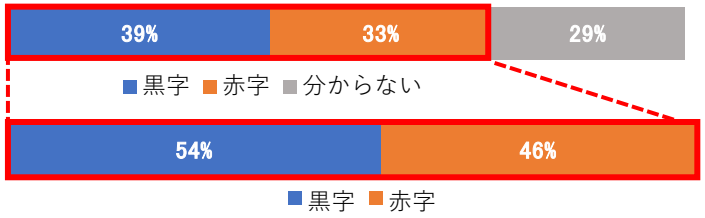

※　直近の事業年度５年間等対象期間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

取適法上及び独占禁止法上の考え方

約３割が制作委託費が上がっていると回答する一方で、下がっているとの回答が約２割、ほぼ変わらないとの回答が約４割あったほか、制作委託費のみによる営業損益については約５割の元請制作会社が赤字と回答したことなどから、元請制作会社の収益性は高くない状況にあるとみられる。このような状況が、直ちに取適法又は独占禁止法違反となるわけではないが、

◆　取適法上の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社に対して、物価上昇などの状況を踏まえることなく、通常支払われる対価に比し著しく低い対価を不当に定める場合には、取適法上の問題（買いたたき）となる（取適法第５条第１項第５号）。

◆　また、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合には、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金額の決定）となる（取適法第５条第２項第４号）。

■　取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、物価上昇などの状況を踏まえた協議を十分に行わず、一方的に著しく低い対価を設定することにより、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第２条第９項第５号ハ）。

権利が譲渡される場合の対価の設定

調査結果

- アンケート（元請制作会社）では、元請制作会社に帰属する著作権を譲渡する場合の対価について、「支払われていることが多い」との回答が約２割、「支払われていないことが多い」との回答が約３割であり、支払われる場合「制作委託費に含まれる」との回答が最も多かった。著作権の帰属主体や対価については、「交渉できたことが多い」との回答が約３割、「交渉できなかったことが多い」、「交渉の場が設けられていない」との回答が合計で４割弱であった。
- ヒアリング（製作委員会）では、「著作権を元請制作会社が保有する場合、契約上、納品時に製作委員会に譲渡する旨が規定されている」、「譲渡対価は制作委託費に含まれている」、「権利を運用して利益を得るビジネスモデルであるので、運用力のある製作委員会に著作権を集約させることには合理性があると考えている」、「著作権が発生した時点では運用していない以上、価値が見いだせないため、別途著作権の移転の対価を見積もることは現実的でない」などの回答があった。
- 元請制作会社からは、「著作権は制作会社が原始取得し、製作委員会に無償譲渡していると想定して取引している」、「製作委員会から著作権に関して説明を受ける事はなく、話題にも上らない」などの回答があった。
- 事業者団体からは、「著作権を元請制作会社が保有する場合、著作権ごと納品することを前提に制作委託費を支払っているのであって、別途譲渡対価という概念は生じ得ない」との回答があった。

帰属する著作権を譲渡する場合について著作権の対価の支払状況（過去５年間）

著作権の帰属主体・譲渡対価についての交渉状況（過去５年間）

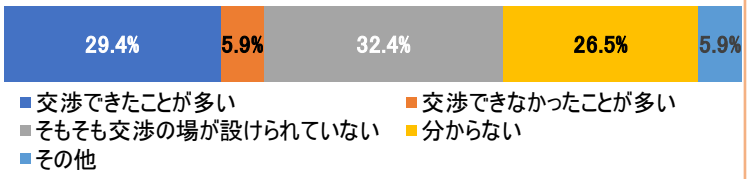

※ 直近の事業年度５年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

取適法上及び独占禁止法上の考え方

著作権の譲渡対価について、製作委員会からは「著作権の譲渡対価は制作委託費に含まれる」との回答があったが、元請制作会社からは「著作権を無償譲渡していると想定して取引している」旨の回答があり、元請制作会社は著作権を実質的に無償譲渡している又は対価として不十分と認識している場合があるものと考えられる。この点、

◆ 取適法上の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社に帰属する著作権を「給付の内容」に含めて製作委員会に譲渡させる場合には、著作権の譲渡対価を含む制作委託費について、通常支払われる対価より著しく低い額を不当に定める場合は、取適法上の問題（買いたたき）となる（取適法第５条第１項第５号）。

◆ また、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社に帰属する著作権を「給付の内容」に含めて製作委員会に譲渡させる場合には、著作権の譲渡対価を含む制作委託費について、元請制作会社から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合は、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金決定 ）となる（取適法第５条第２項第４号）。

■ 取適法上の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、制作委託に際して、成果物と併せて著作権を自己に譲渡させる場合に、優越的地位を利用して、一方的に元請制作会社に著しく低い対価で譲渡させることにより、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第２条第９項第５号ハ）。

発注取消し

調査結果

- ヒアリング（製作委員会）では、「映画の制作中断・中止の際は、最低でも1か月程度はスタッフ等の拘束費分の費用を支払ったり、次の作品や他の案件の斡旋をしたりするなど、適切な対応を行うようにしている」との回答があった。
- 元請制作会社からは、「企画したものがキャンセルになることもある。企画から制作開始の間も、企画会議に複数回出席したり、リサーチをしたり人的コストが発生している。少額でも払ってもらうようかなり粘って交渉している」、「すでに口頭で映画制作を行うことが決定し、制作（又は制作準備）をしているにもかかわらず、（中止や延期になった際に）製作委員会から『契約書もまだなのに、人を使ったのはそちらの都合でしょ』と言われ、費用を負担してもらえないことがある」との回答があった。

取適法上及び独占禁止法上の考え方

製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社に行った制作委託の発注を取り消し、発注取消しを行うまでに生じた元請制作会社の費用等を負担しない事例があると回答した元請制作会社があった。

◆ 取適法上の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに発注取消しを行い、元請制作会社が行った作業に掛かる費用等を負担せずに、元請制作会社の利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更）となる（取適法第５条第２項第３号）。

■ 取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、元請制作会社に行った制作委託の発注を取り消し、発注取消しを行うまでに生じた費用を負担しないことにより元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第２条第９項第５号ハ）。

追加制作委託費の支払

調査結果

- アンケート（元請制作会社）では、「追加の費用が生じた場合があった」という回答が約７割。追加費用が生じる場合の交渉は、一定程度行われているとみられるが、製作委員会からの追加費用の支払については、 「全額支払われたことが多い」、「一部のみ支払われて、金額として納得できたことが多い」という回答が合計で６割、 「一部のみ支払われたが、金額として納得できなかったことが多い」、「全く支払ってもらえなかったことが多い」という回答が合計で４割。
- ヒアリング（製作委員会）では、「制作会社は当初契約の制作費内で制作するという完成保証義務を負うため追加費用は台風や地震などの場合を除き支払わない」との回答があった一方で、「予備費を設けるなどして追加で制作委託費を支払うことが多い」、「キャストの事故等の不可抗力により追加費用が必要になった場合に制作会社と協議することは、映適ガイドラインに関係なく従来から行われてきた」といった回答があった。
- 元請制作会社からは、「キャストの体調不良など制作会社がコントロールできない事由によって予想外に生じた費用は、追加で支払われることがある」、「完成保証義務を負うため、天災等を除き、制作委託費が不足しても製作委員会が追加で支払うことはほとんど無い」、「撮影期間を決めた後にスケジュール上撮影不可能なキャストを使用するよう製作委員会の幹事会社から言われることがあるが、追加費用を当社が負担するしかない」 などの回答があった。

追加費用が生じた場合の有無（過去５年間）

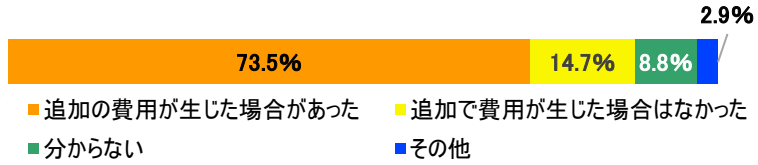

追加費用が生じる場合の交渉の可否（過去５年間）

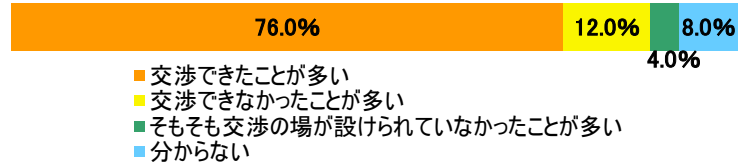

追加費用の支払の有無（過去５年間）

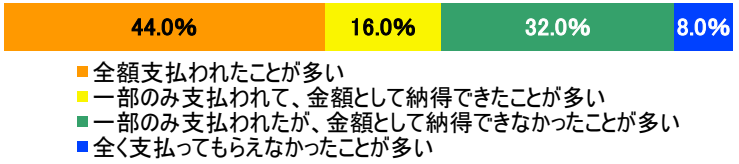

※ 直近の事業年度５年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

取適法上及び独占禁止法上の考え方

約7割の元請制作会社から、過去5年間に「追加の費用が生じた場合があった」との回答があったが、製作委員会から追加の制作委託費が支払われている場合もあるとの回答もある一方で、元請制作会社の責めに帰さない追加費用について製作委員会が支払わない場合もあるとの回答もみられた。

◆ 取適法上の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに、制作期間の延期・延長、当初の契約内容と異なる業務、やり直し（リテイク）などを行わせることによって、元請制作会社に追加の費用が発生した際に、その増加した費用を元請制作会社に対して支払わない等元請制作会社の利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更及びやり直し ）となる（取適法第５条第２項第３号）。

■ 取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、元請制作会社にやり直しを要請したり、一方的に取引条件を変更したりすることにより、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第２条第９項第５号ハ）。

減額

調査結果

- ヒアリング（元請制作会社）では、「発注段階で決まっていた報酬が、支払い時に半額にされた」旨の回答があった。
- また、事業者団体からは、「少なくとも上場しているような大企業で減額のような事はあり得ない」（製作委員会側の事業者団体）、「少なくとも上場しているような大企業で減額のような事はあり得ないだろうし、そのような事はできない」（制作会社側の事業者団体）との回答があった。

取適法上及び独占禁止法上の考え方

一部ではあるが、発注時の代金額から、減額されたことがあると回答した元請制作会社があった。

◆ 取適法上の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに、代金を減ずることは取適法上の問題（代金の減額）となる（取適法第５条第１項第３号）。

■ 取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、元請制作会社に対して、正当な理由が無いのに、契約で定めた対価の減額をし、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第２条第９項第５号ハ）。

支払遅延（不払）

調査結果

- ヒアリング（元請制作会社）では、「入金が遅れることがあるが、それは幹事会社の内部事情のためだ。例えばある企業は、力の弱い映画部門が予算を早く使いたいなどとなかなか言い出せないという事情があるようだ」、「急に発注された案件で契約書を交わせないまま作業し、撮影して納品までしたが制作委託費が支払われなかったことがある」などの回答があった。
- 事業者団体からは、「製作委員会の中での手続が滞って支払遅延となることは無い。支払遅延が起こるとすれば幹事会社内の手続きの問題であろう」、「（支払期日の設定について）ランニングコストを元請制作会社に支払わないと撮影ができないので、分割して支払うことが一般的である。成果物の納品が無い中で支払うことは、制作会社が倒産した場合にはリスクとなるのだが、制作会社とは共存共栄の関係なので分割払いにしている」との回答があった。

取適法上及び独占禁止法上の考え方

一部ではあるが、製作委員会が、制作委託費をその支払期日の経過後なお支払わない場合があるとの元請制作会社からの回答があった。

◆ 取適法上の適用対象となる取引である場合、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社の給付の内容について検査するかどうかを問わず、受領日（元請制作会社から成果物を受領した日）から起算して60日以内のできる限り短い期間内において定めた支払期日の経過後なお支払わない場合は、取適法上の問題（支払遅延）となる（取適法第５条第１項第２号）。

※ 契約上、支払期日を受領日から60日以内に定めている場合は、当該支払期日までに代金を支払わなければ、受領日から60日以内に支払いを行ったとしても、取適法上の問題となる。契約上、支払期日を定めていない場合は、受領日までに代金を支払わなければならない。また、映画の制作委託契約では、制作委託費の分割払いに際して、一部の支払期日を納品日よりも前に定めるケースがみられるが、その場合は、成果物の受領の有無に関わらず、各支払期日までに支払わない場合は、取適法上の問題（支払遅延）となる。

■ 取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、契約で定めた支払期日に制作委託費を支払わないことにより、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第２条第９項第５号ハ）。

取引条件の明示状況、明示時期

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

調査結果

【書面等による取引条件の明示状況】

- アンケート（下請制作会社）では、取引条件を「必ず明示される」が約3割、「概ね明示される」が3割強あった一方で、「ほとんど明示されない」、「一切明示されない」との回答も併せて３割弱あった。
- ヒアリング（元請制作会社）では、「下請制作会社が制作を開始する際に、必ず発注書を交付している」との回答があった。
- 下請制作会社からは、「制作会社から契約書や発注書が交付されることはほぼ無い」、「発注書や契約書のやり取りが発生するのは一部大手企業との場合のみで、全体の2割程度」、「契約書が交わされない理由として、監督のその時の考え次第で都度衣装を準備することが多く、最初に衣装の予算を決めることが難しく書面を交付することは困難ということがある」との回答があった。

※明示された事項としては、「業務内容」（93.1%）、「制作委託費（金額の多寡）」（82.8%）など。

取引条件の明示状況（過去5年間）

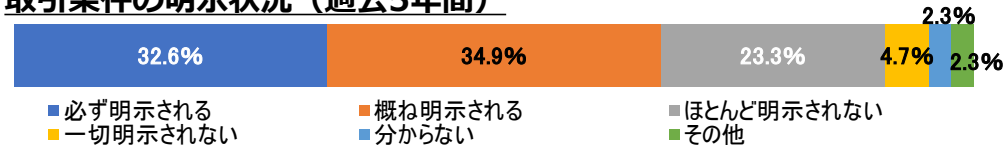

【書面等による取引条件の明示時期】

- アンケート（下請制作会社）では、書面等により取引条件等が実際に明示される時期につき、「発注時点が多い」との回答は３割弱。「発注後から制作業務開始までの間」、「制作開始後から納品までの間」、「納品後」との回答が併せて６割強。
- ヒアリング（元請制作会社）では、「遅くとも最初の支払いが発生する前に契約書を交わす」、「継続的なシリーズ作品の場合には、１年半～２年前には制作が始まるため、２年前には既に発注書を交付している」との回答があった。
- 下請制作会社からは、「業務着手時点で契約書が作成されていない場合もたまにある。口約束で契約を締結し、着手した後では、取引条件に納得できない点があるからといって撤退することは難しい」との回答があった。

取引条件等が明示される時期（過去５年間）

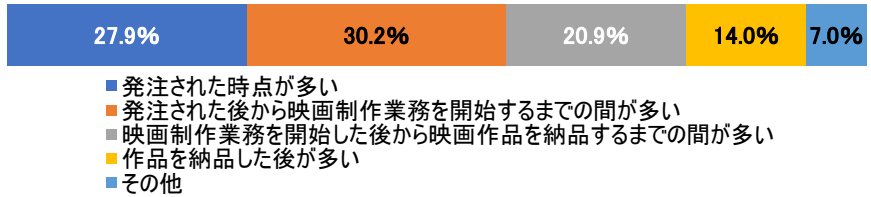

※ 直近の事業年度５年間における傾向について、下請制作会社に回答を求めたもの

取適法上及び独占禁止法上の考え方

取引条件の明示は多くの場合で行われているものの、書面等による取引条件の明示が発注時点で行われるとする回答は３割程度にとどまる。

◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社は、下請制作会社に対する情報成果物作成委託に際して、直ちに、必要事項を明示しなければならない（取適法第４条第１項）。

◆ また、元請制作会社においては、確定した事項について直ちに書面等により取引条件を明示し、未定事項についても十分に協議をした上で可能な限り早期に定め、その後直ちに補充書面等により明示することが求められる（取適法第４条第１項ただし書）。

■ 取適法の適用対象でない場合も、下請制作会社が委託業務に着手する前に書面等により取引条件を明示しないことは、契約内容が不明確な状態で下請制作会社が業務を行うこととなるため、下請制作会社に不利益が生じるおそれがあるなど、優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因となり得る。

取引対価（制作委託費）の設定

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

調査結果

- アンケート（下請制作会社）では、制作委託費の決定方法につき、「取引先から提示された上限・単価の範囲内で制作委託費を交渉することが多い」との回答が７割弱、（制作会社が）「必要な制作コストを踏まえるなどして提示した制作委託費で合意することが多い」との回答が３割弱であった。
- 制作委託費の額の交渉について「交渉できたことが多い」との回答が過半数あった。
- 制作委託費の水準について、「上がっている」との回答が約２割、「下がっている」との回答が３割弱、「ほぼ変わっていない」との回答が約５割あった。
- 制作委託費のみの営業損益につき、75%の元請制作会社が「黒字」と回答。25%が「赤字」と回答した。
- ７割弱の下請制作会社が制作委託費に「満足していない」と回答し、その理由としては「そもそもの制作委託費が低い」、「物価上昇分が転嫁できない」、「要求クオリティが高くなっている」との回答が多い。
- ヒアリング（元請制作会社）では、「プロデューサーに対して、下請制作会社からの交渉がなくとも、予算の範囲内に収まるのであれば報酬を必要以上に値切らなくてよいと伝えている」、「昨今では政府からの外圧もありフリーランスや下請制作会社へのギャラを低くすることはできない」との回答があった。
- 下請制作会社からは、「制作費は、ここ10年、20年で上がっていない。大規模の商業映画はともかく、中規模の映画の予算が増えている状況ではない」、「交渉を行おうとすると競合他社に発注することも出来るとほのめかしてくることもある」との回答があった。

制作委託費の決定方法（過去５年間）

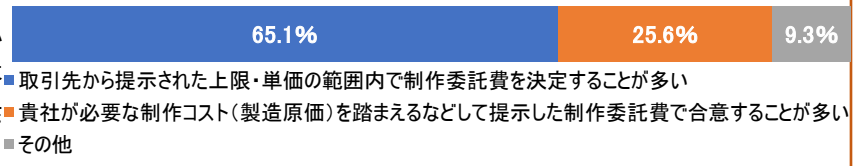

制作委託費の額の交渉の可否（過去５年間）

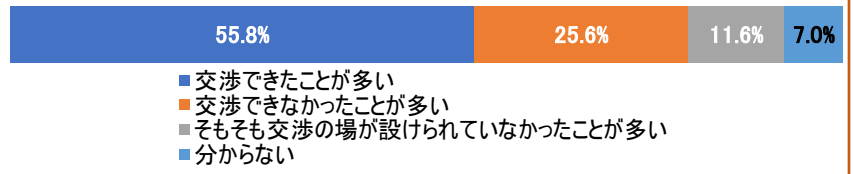

制作委託費の水準（過去10年）

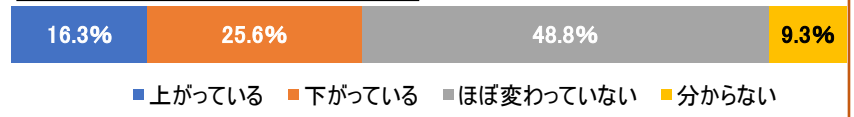

制作委託費のみの営業損益（直近１年間）

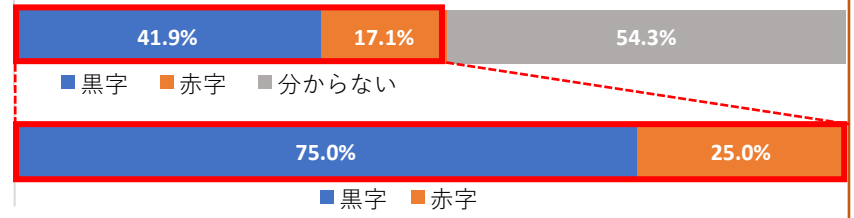

※ 直近の事業年度５年間等対象期間における傾向について、下請制作会社に回答を求めたもの

取適法上及び独占禁止法上の考え方

制作委託費の水準は「下がっている」との回答が３割弱、「ほぼ変わっていない」との回答が約５割あり上昇傾向にあるとまではいえない状況がうかがわれた。制作委託費のみによる営業損益については下請制作会社の25%が赤字と回答しており、下請制作会社によっては収益性が高くない状況にあると考えられる。このような状況が、直ちに取適法又は独占禁止法違反となるわけではないが、

◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社に対して、物価上昇などの状況を踏まえることなく、通常支払われる対価に比し著しく低い対価を不当に定める場合には、取適法上の問題（買いたたき）となる（取適法第５条第１項第５号）。

◆ また、元請制作会社が、下請制作会社から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合には、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金額の決定）となる（取適法第５条第２項４号）。

■ 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が、優越的地位を利用して、物価上昇などの状況を踏まえた協議を十分に行わず、一方的に著しく低い対価を設定することにより、下請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第２条第９項第５号ハ）。

発注取消し

調査結果

- ヒアリング（元請制作会社）では、「中止や延期により制作会社は発注先やフリーランスの報酬をある程度補償する必要があるのだが、中止や延期を決めた製作委員会は、補償金の原資を出してくれる場合もあるが、全く支払ってくれない場合もある」との回答があった。
- 下請制作会社からは、「映画は直前に制作中止となることで予定が空くこともある。その際は当社としては、それまでの作業代として数%をもらうようにしている」、「コロナ禍や役者によるトラブルなどのケースでは制作中止になることがある。年単位でスケジュールを調整しており、同規模の取引を急遽確保することは難しく損失が出る」、「キャンセル料が支払われるのかどうかは、場合による。映画の製作委員会からキャンセル料が支払われれば下請にも降りてくるが、元請制作会社が受け取っていないと支払われない」との回答があった。

取適法上及び独占禁止法上の考え方

下請制作会社から、発注が取り消された場合には「それまでの作業代として数%もらうようにしている」との回答があった一方で、元請制作会社から映画制作を受託した後、当該発注がなくなったが既に行った作業に対する報酬が支払われなかったことがあるとの回答があった。

◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに発注を取り消し、下請制作会社が行った作業に掛かる費用等を負担せずに、下請制作会社の利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更）となる（取適法第５条第２項第３号）。

■ 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、下請制作会社に行った制作委託の発注を取り消し、発注取消しを行うまでに生じた費用を負担しないことなどにより、下請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第２条第９項第５号ハ）。

追加制作委託費の支払

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

調査結果

- アンケート（下請制作会社）では、「追加の費用が生じた場合があった」との回答が約６割あった。追加費用が生じる場合の交渉については、「交渉できたことが多い」との回答が約７割あり、一定程度できているとみられるが、元請制作会社からの追加費用の支払については「全額支払われたことが多い」、「一部のみ支払われたが金額として納得できたことが多い」との回答が過半数あった一方で、「一部のみ支払われたが、金額として納得できなかったことが多い」との回答が約２割、「まったく支払ってもらえなかったことが多い」との回答が約15%あった。
- ヒアリング（元請制作会社）では、「過去には、フリーランスや下請制作会社への対価を低く抑えるということはしていたが、昨今では公取等政府からの外圧もありフリーランスや下請制作会社への対価や報酬を低くしたり払い渋ったりするといったことはできない」との回答があった。
- 下請制作会社からは、「想定より作業量が多い場合は交渉する」、「俳優がけがをしたことで2週間や1か月撮影期間が延びることはたまにあり、外資系動画配信事業者が元請制作会社のクライアントである場合は延長した分の追加費用を出してくれるが、製作委員会の場合は様々である」、「リテイクによる追加費用については、交渉して追加費用を出してもらうようにしている」、「当社の技術力による問題でないにもかかわらず、指示が変わってリテイクを延々と出される場合もある。それでも追加の対価をもらえるとは限らないし、もらえても微々たるものである」との回答があった。

追加費用が生じる場合の有無（過去５年間）

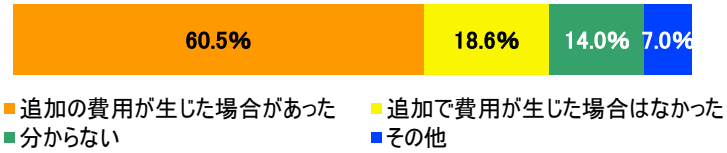

追加費用が生じる場合の交渉の可否（過去５年間）

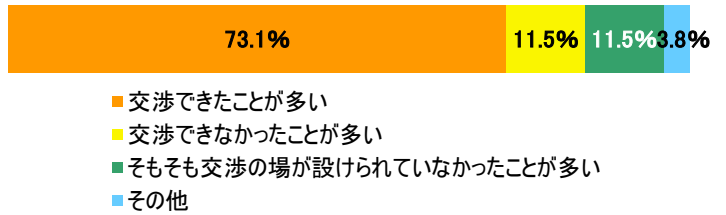

追加費用の支払いの有無（過去５年間）

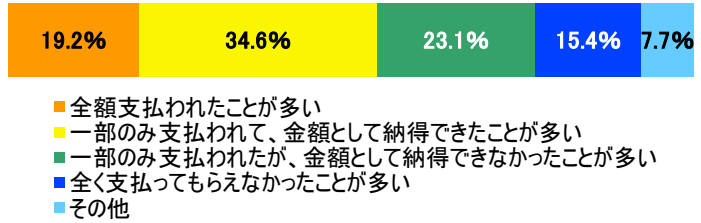

※ 直近の事業年度５年間における傾向について、下請制作会社に回答を求めたもの

取適法上及び独占禁止法上の考え方

６割超の下請制作会社から追加費用を要する状況が生じた経験があったとの回答があったが、元請制作会社と下請制作会社の協議等によって元請制作会社から追加の制作委託費が支払われる場合もあるとの回答もある一方で、追加費用の発生原因が下請制作会社の責めに帰さないと考えられる場合であっても、元請制作会社が追加費用を支払わない場合もあるとの回答もみられた。

◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに、制作期間の延期・延長、当初の契約内容と異なる業務、やり直し等を行わせることによって、下請制作会社に追加の費用が発生した際に、その増加した分の費用を下請制作会社に対して支払わない等、下請制作会社の利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更及びやり直し ）となる（取適法第５条第２項第３号） 。

■ 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、下請制作会社にやり直しを要請したり、一方的に取引条件を変更することにより、下請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第２条第９項第５号ハ）。

減額・支払遅延（不払）

調査結果

【減額】

- ヒアリング（下請制作会社）では、「発注を受けた後、見積り金額を出して合意したものの、先方から完成度が要求していたものより低いので、やり直しをして欲しいと言われることがある。先方の言うクオリティが発注時点やその後のやり直し指示のときも明確ではなく、やり直ししても先方が満足せず、やり直しに係る追加の費用を支払わないどころか、減額された」との回答があった。

【支払遅延（不払）】

- ヒアリング（下請制作会社）では、「元請制作会社や作品によっては、制作の進捗状況によって支払うという曖昧な支払条件へプロジェクトの途中で変更されることはある。成果物に対してディレクターの承認を得てから支払いたいという趣旨で、往々にしてプロジェクトの終わりの方になってそのような話が出てくる。規模の大きい元請制作会社が発注者の場合、決裁に時間が掛かるなど承認を得るのに時間を要し、結果として支払時期が遅くなる」、「納品し、支払期日になっても支払がなく確認したところ、『お金がないので支払えない』と言われ一年経った今でも支払いを受けていない」との回答があった。

取適法上及び独占禁止法上の考え方

【減額】

一部ではあるが、発注時の代金額から減額されたと回答した下請制作会社があった。

◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに、代金を減ずることは取適法上の問題（代金の減額）となる（取適法第５条第１項第３項）。

◆ 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、契約で定めた対価を減額し、下請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第２条第９項第５号ハ）。

【支払遅延（不払）】

一部ではあるが、制作委託費をその支払期日の経過後なお払われない又は不払があると回答した下請制作会社があった。

◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日（下請制作会社から成果物を受領した日）から起算して60日以内のできる限り短い期間内において定めた支払期日の経過後なお支払わない場合は、取適法上の問題（支払遅延）となる（取適法第５条第１項第２号）。（※）

※ 契約上、支払期日を受領日から60日以内に定めている場合は、当該支払期日までに代金を支払わなければ、受領日から60日以内に支払いを行ったとしても、取適法上の問題となる。契約上、支払期日を定めていない場合は、受領日までに代金を支払わなければならない。また、映画の制作委託契約では、制作委託費の分割払いに際して、一部の支払期日を納品日よりも前に定めるケースがみられるが、その場合は、成果物の受領の有無に関わらず、各支払期日までに支払わない場合は、取適法上の問題（支払遅延）となる。

■ 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、契約で定めた支払期日までに制作委託費を支払わないことにより、下請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第２条第９項第５号ハ）。

取引条件の明示状況、明示時期

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

調査結果

【書面等による取引条件の明示状況】

- アンケート（フリーランス）では、「仕事の内容」、「報酬の額又は単価」、「支払期日」、「納入時期」について「事前に書面で伝えられている」とする回答は１～2割程度であった。
- ヒアリング（制作会社）では、「ここ10年くらいで契約書の取り交わしが浸透してきた」との回答がある一方で、「フリーランスは、契約書を渡しても署名してくれない」などの回答もあった。
- フリーランスからは、「最近は契約書を交わすことが増えている」との回答がある一方で、「発注書など取引条件が記載された書面を受け取ったことは無い」との回答もあった。

【書面等による取引条件の明示時期】

- アンケート（フリーランス）では、取引条件の明示時期について、「発注された時点が多い」との回答が約４%あった。
- ヒアリング（制作会社）では、「クランクインの前までには発注書を送るようにしている」との回答があった。
- フリーランスからは、「交渉がなかなかまとまらず、クランクイン後まで条件の折り合いがつかず確定した取引条件が明示されないまま稼働することもある。その場合、すぐに別作品へ乗り換えることが現実的でないので、提示された条件を受け入れざるを得ない」との回答があった。

書面等の交付時期（過去３年間）

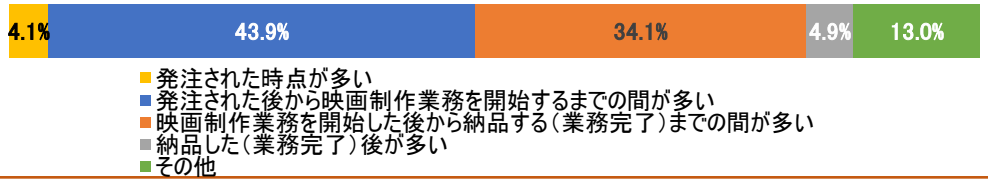

取引条件の明示状況（過去３年間）

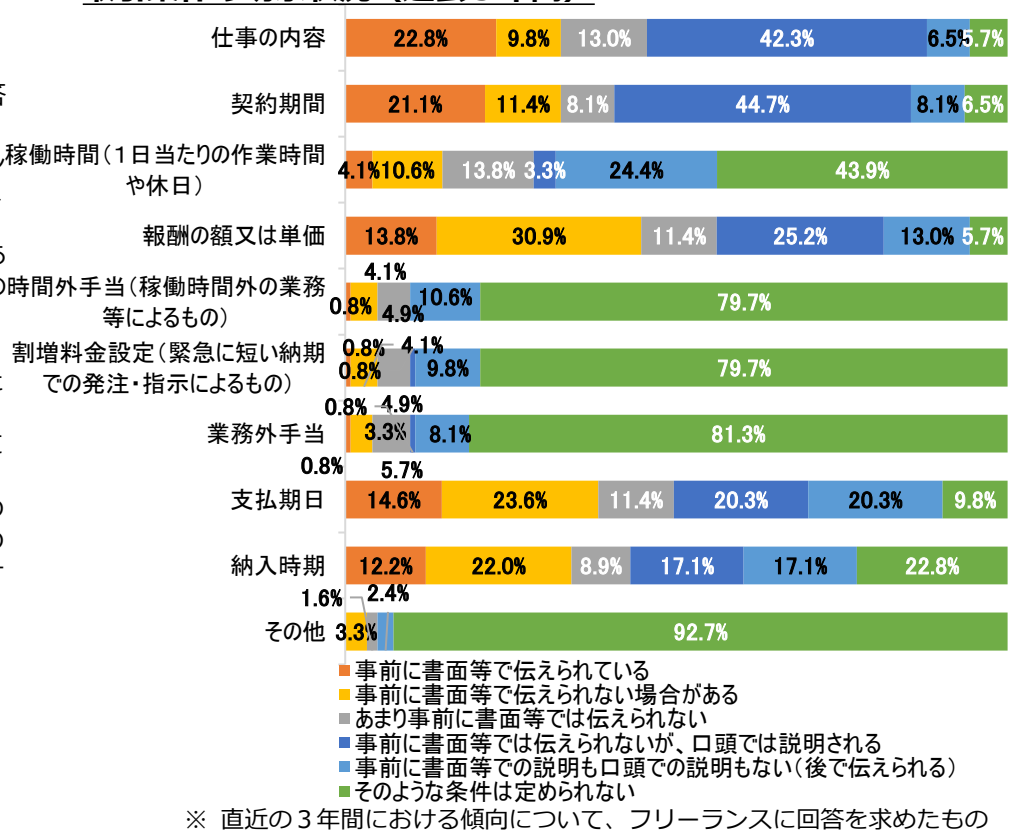

※ 直近の３年間における傾向について、フリーランスに回答を求めたもの

フリーランス・事業者間取引適正化等法上の考え方

書面により取引条件が明示されることが多くなってきているとのフリーランスの回答もある一方で、取引条件のうちフリーランス・事業者間取引適正化等法上書面等で明示することが求められている「仕事の内容」、「報酬の額または単価」、「支払期日」、「納入時期」等の主要な事項であっても、書面等での明示等が発注時点で行われることは１割から２割程度にとどまるとみられる。

▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社は、フリーランスに対し業務委託をした場合は、直ちに、明示すべき事項を記載した発注書面などの書面等により取引条件を明示しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第３条第１項）。

▲ また、制作会社においては、確定した事項について直ちに書面等により取引条件を明示し、未定事項についても十分に協議をした上で可能な限り早期に定め、その後直ちに補充書面等により取引条件を明示することが求められる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第３条第１項ただし書）。

報酬水準・報酬に係る交渉状況

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

調査結果

- アンケート（フリーランス）では、この10年で報酬の水準について、「上がっている」との回答が約15%であったのに対し、「下がっている」との回答が約２割、「ほぼ変わっていない」との回答が約６割あった。
- 報酬への満足度は、約9割が「満足していない」と回答した。理由としては、「物価の上昇に追いついていないから」、「そもそもの報酬/単価が低いから」という回答が約９割あった。
- ヒアリング（制作会社）では、「監督・技師以外は比較的売り手市場であり、制作会社よりもフリーランスの方が立場が強い場合もある」との回答があった一方で、報酬を上げられない理由として、「全体の予算に限界があるため、技師、チーフ、セカンド等のスタッフの報酬は、上げられない。制作費が上がらない限りはスタッフの報酬を上げることは難しい」との回答があった。
- フリーランスからは、「ずっと報酬の相場は変わっていない」、「相場よりも低い額が提示され、増額できたとしても相場に戻すのがやっとである」、「稼働後に条件を提示される映画業界の慣習はおかしい」との回答があった。

報酬水準への満足度

満足度していない理由

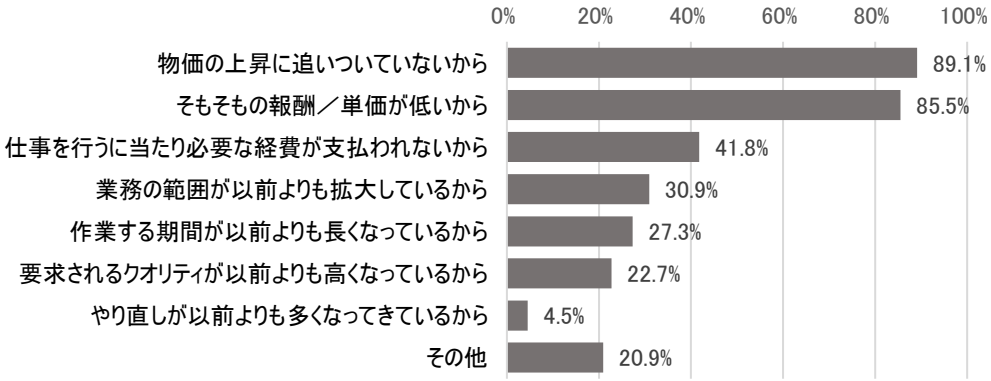

報酬水準の変化（過去10年）

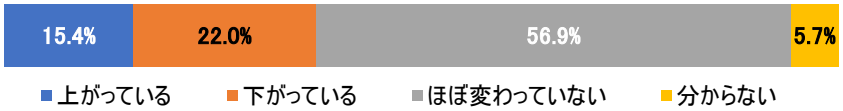

報酬の額や単価に係る交渉状況（過去3年間）

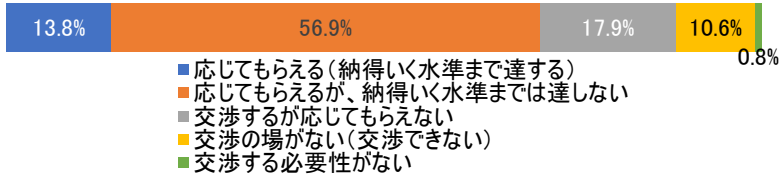

※ 直近の３年間における傾向について、フリーランスに回答を求めたもの

フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

報酬の水準については、約１割強が「上がっている」、約２割が「下がっている」、約６割が「ほぼ変わらない」と回答しており、また、物価の上昇や、そもそもの報酬／単価が低かったといった理由により、約９割が現在の報酬水準に満足していない。このような状況が、直ちにフリーランス・事業者間取引適正化等法又は取適法違反となるわけではないが、

▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスに対して、物価上昇などの状況を踏まえて、通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めることは、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（買いたたき）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第５条第１項第４号）。

◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスに対して、物価上昇などの状況を踏まえて、通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めることは、取適法上の問題（買いたたき）となる（取適法第５条第１項第４号）。

◆ 取適法上の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスから価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金（報酬）を決定する場合には、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金決定）となる（取適法第５条第２項第４号）。

短納期発注

調査結果

- ヒアリング（フリーランス）では、「制作会社から急いで仕上げ業務を行うようにとの指示で、通常であれば１か月半は必要な作業を３週間で終わらせた時があった。その場合は、特急料金が払われるわけではなく単に３週間分の拘束費（報酬）となり、業務量に対して報酬が見合わないものだった」との回答があった。

フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

制作会社が、フリーランスに対して短納期での発注を行ったにもかかわらず、割増料金がなかった等のフリーランスの回答があった。

▲　フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、通常よりも短納期の発注を行う場合に、フリーランスに発生する費用増を考慮せずに通常の対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めることは、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（買いたたき）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第５条第１項第４号）。

◆　フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、短納期発注を行う場合に、通常の対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めることは、取適法上の問題（買いたたき）となるほか、制作会社が、フリーランスから短納期発注についての価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金（報酬）を決定する場合は、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金決定）となる（取適法第５条第１項第５号、同条第２項第４号）。

発注取消し

調査結果

- ヒアリング（制作会社）では、「中断、中止した際には契約額の６割程度の補償をすることが慣習となっているが、当社は８割程度は支払っている」、「当社がフリーランスと交わす契約書ではキャンセルポリシーを記載することとしている」との回答があった。
- ヒアリング（フリーランス）では、発注取消し後に補償等があったとする回答がある一方で、「企画が潰れた際は、それまでのシナリオ制作に掛かった料金は請求するようにしているが、請求に対して、十分に支払われない場合がある」、「映画制作が直前で中止等となったとしても、制作会社によっては補償をしてくれないことがある。そうなるとすぐに仕事も見つからないので無報酬になる」などの回答もあった。
- 事業者団体からは、「発注取消しがあってもフリーランスには、当月100%、翌月50%程度の補償をしているところが多いのではないか」との回答があった。

フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

一部の取引において発注が取り消され、既に行った作業に対する報酬等が支払われなかった旨のフリーランスの回答があった。

▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき事由が無いのに発注を取消し、フリーランスが行った作業にかかる費用等を負担せずに、フリーランスの利益を不当に害する場合は、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（不当な給付内容の変更）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第５条第２項第２号）。

◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき理由が無いのに発注を取消し、フリーランスが行った作業に掛かる費用等を負担せずに、フリーランスの利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更）となる（取適法第５条第２項第３号）。

追加報酬の支払

調査結果

【期間延期・延長】

- ヒアリング（制作会社）では、「スタッフとの契約は月単位であるため、延期された分だけ、当社がスタッフの費用を負担する」との回答があった。
- フリーランスからは、追加報酬等が支払われたとの回答がある一方で、「（当初の契約期間以降も）業務を行っていたにも関わらず報酬が支払われなかった」、「４月末に撮影がクランクアップしたのだが、５月以降にも残りの作業をしているにもかかわらず、制作会社から５月以降は契約期間が終了しているとされ、そこから報酬が全く発生しなかった」などの回答があった。

【当初の契約内容と異なる作業の追加】

- ヒアリング（フリーランス）でも、「当初契約に含まれない追加作業として指示を受けて行うことがある。フリーランス側から追加報酬を要求しないと支払わないことがほとんどである。こちらから追加報酬を要求しても、無償でやらされることもある」、「監督から、本来であれば別の専門スタッフが配置される業務も担当して欲しいと指名され、当初想定していた業務の範囲外の業務を行ったものの、追加の報酬が出なかった」などの回答があった。

【やり直し】

- ヒアリング（フリーランス）では、「２，３回のリテイクは依頼を受けた段階で織り込み済である。何度リテイクがあったとしても報酬は変わらないため、業務の期間が増えるばかりで相対的に報酬が安いものになる」、「編集作業を終え、先方から一度了解を得て報酬が支払われた後でも、やはり一部を直してくれというような依頼をされることがあるが、その分の報酬は出ない。公開までの期間が結構空いていることもあり、作品や監督によっては何度も直させられるものもある」などの回答があった。

【その他の給付内容の変更】

- ヒアリング（フリーランス）では、「予算が足りないことから、制作会社が各スタッフの契約終了時期を一方的に早めることがある。このような場合は、本来予定していた契約期間が短縮されるが、稼働期間分しか報酬は支払われない」、「（編集作業について）撮影が遅延するなど、自分に責任はなくても、無理に業務を終わらせなければならないが、割増料金等は無い」などの回答があった。

フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

フリーランスから、期間延期・延長、やり直し（リテイク）、当初の給付内容と異なる作業の追加、その他の給付内容の変更があり、追加報酬等が支払われなかったことがあるとの回答があった。

▲　フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、制作期間の延期・延長、当初の契約内容と異なる業務、 やり直し（リテイク）等を行わせることによって、フリーランスに追加の稼働が発生した際に、制作会社が追加の報酬を支払わない等、フリーランスの利益を不当に害する場合はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（不当な給付内容の変更及び不当なやり直し）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第５条第２項第２号）。

◆　フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき理由が無いのに、制作期間の延期・延長、 やり直し（リテイク）、当初の契約内容と異なる業務等を行わせることによって、フリーランスに追加の稼働が発生した際に、制作会社が追加の報酬を支払わない等、フリーランスの利益を不当に害する場合には取適法上の問題（不当な給付内容の変更及び不当なやり直し）となる（取適法第５条第２項第３号）。

減額、支払遅延（不払）

調査結果

【減額】

- ヒアリング（フリーランス）では、「予算が足りなくなったということで、当初提示されていた報酬から引き下げられることがある」、「振込手数料が勝手に引かれる」、「『あなたが助手の金額を増やせというから増やしたので、代わりにあなたの金額を減らします。』と、既に合意したはずの私の報酬を一方的に月額15万円ほど減らされた」との回答があった。

【支払遅延、不払】

- ヒアリング（フリーランス）では、「支払われるまで半年も掛かったことがある」、「報酬の振り込みが遅れることはままある。そのような場合はフリーランス自身が催促しなければ向こうから連絡が来ることは基本的にないので、支払われるまで連絡する必要がある」、「制作会社は自転車操業状態の会社が多いので、払うつもりがあっても払えず、『次にお金が入ったら払うから』とされ、支払いが遅れる又は踏み倒される場合がある」との回答があった。

フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

【減額】

一部ではあるが、フリーランスから、納品後に当初合意のあった金額から減額されたことがある、振込手数料分を減額されたことがあるとの回答があった。

▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき事由が無いのに、業務委託時に定めた報酬の額を減ずることはフリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（報酬の減額）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第５条第１条第２項）。

◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき理由が無いのに、委託代金の額を減ずることは取適法上の問題（代金の減額）となる（取適法第５条第１項第３号）。

【支払遅延・不払】

一部ではあるが、フリーランスから、支払期日に遅れて支払われたことがある、報酬が一部支払われなかったことがあるとの回答があった。

▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合、制作会社が、フリーランスの給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日（フリーランスから成果物を受領した日）から起算して60日以内のできる限り短い期間内において定めた支払期日の経過後なお報酬を支払わない場合はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（期日における報酬支払義務違反）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第４条第５項）。

◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスへの委託代金をその支払期日の経過後なお支払わない場合は取適法上の問題（支払遅延）となる（取適法第５条第１項第２号）。

制作委託費等の取引条件

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

調査結果

- アンケート（元請制作会社）では、制作委託費の額について（国内外の配信事業者と）「交渉できたことが多い」との回答が約７割。制作委託費の額への満足度は「満足している」が3割、「満足していない」という回答が4割強。制作委託費以外の報酬への満足度については、「満足している」が2割弱、「満足していない」との回答が4割弱。
- ヒアリング（動画配信事業者）では、「制作委託費とは別に制作委託費の何%といった形で、一定割合を一般管理費として口座を分けて支払っている」、「サブスクリプション契約で、個々の作品が直接収益に紐づくものではないため収益に連動させる報酬支払方法は難しい」、「リサーチ、シナリオハンティング、ロケーションハントなどといった企画開発で行う業務ごとに細分化した単価リストを作り、制作会社が実際に要した費用を当てはめることで、企画開発費を計算し、業務の対価として制作会社に必ず支払っている」との回答があった。制作委託費以外の報酬については「制作委託費以外の報酬（制作印税、成功報酬）を支払うことは一般的ではないが、作品の経緯や個別の交渉次第で何らかの追加報酬を支払う合意をする可能性もある」との回答があった。また、追加費用については「追加費用が生じた場合は根拠を提示してもらえれば、協議の上、超過分を負担している」との回答があった。
- 元請制作会社からは、「外資系動画配信事業者との契約では、制作委託費とプロダクション費（利益）が完全に区別されている。制作委託費に対する利益の割合は、製作委員会方式の１割を下回るものの、制作委託費の規模が桁違いに大きいので、通常の映画よりも利益の金額ははるかに大きい」との回答があった一方で、「外資系動画配信事業者の作品の場合は、成功報酬というものはない」、「動画配信事業者との取引は、小さい制作会社であれば、利益は大きいと感じるが、大手制作会社であると、数千万円といった利益は小さいと感じられる」との回答もあった。

制作委託の決定方法（過去5年間）

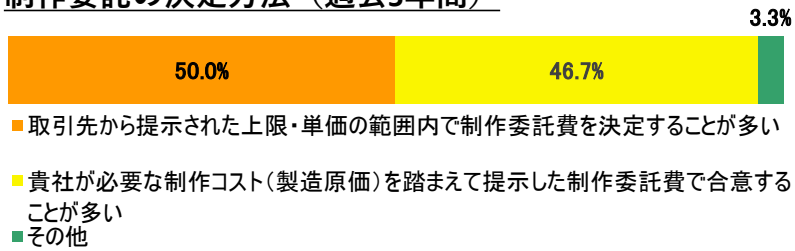

制作委託の額についての交渉の可否（過去5年間）

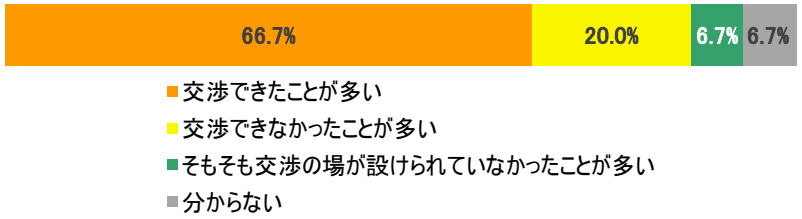

制作委託費の額への満足度（過去5年間）

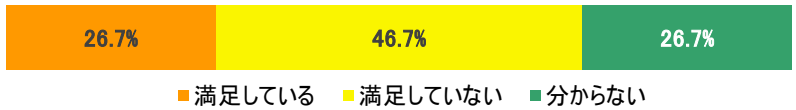

制作委託費以外の報酬についての満足度（過去5年間）

※ 直近の事業年度５年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

取適法上の考え方

動画配信事業者と元請制作会社から、製作コストが実費として支払われる他、元請制作会社の一般管理費が別途支払われる、追加費用が発生した場合には合理的な根拠が示されれば協議の上、超過分が支払われる旨の回答があり、元請制作会社が営業利益（黒字）を得やすい状況にあるものとうかがえる。一方で、制作印税や成功報酬等の仕組みは一般的には採用されておらず、動画配信事業者が制作委託費を全額負担する代わりに著作権の譲渡を受ける「買い切り方式」が一般的であるとみられ、製作委員会方式で制作印税等を得ている元請制作会社からは結果的に利益が大きくない旨の回答もある。このような状況が直ちに取適法上問題となるわけではないが、

◆ 取適法の適用対象となる取引である場合、元請制作会社からレベニューシェア型（作品の売上や視聴回数等に応じて支払われる成果連動型の報酬方式）を含めた価格に関する協議の求めがあったにもかかわらず、動画配信事業者が、協議に応じなかったり必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合は、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金決定）となる（取適法第５条第２項第４号）。

動画配信事業者による視聴回数等の情報開示

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

調査結果

【視聴回数等情報の意味合い】

- ヒアリング（製作委員会・元請制作会社）では、「マーケティングの観点から、視聴された回数は把握したい」、「次回作品の制作・配給・興行に生かせないため、最低でも視聴人数、さらには年齢別の視聴人数といったデモグラフィックなデータがあればうれしい」との回答があった。

【視聴回数等情報の開示状況】

- アンケート（元請制作会社）では、（国内外の配信事業者からの）視聴回数の開示につき、「開示されることが多い」及び「閲覧請求を行えば開示されることが多い」との回答が計約３割、「開示されないことが多い」との回答が約５割であった。
- ヒアリング（動画配信事業者）では、「配信後に作品の振り返りの場を必ず設けており、同作品がどの程度視聴された等については、必要に応じて共有している」などと、一定程度の情報開示を行っている旨の回答があった。一方で、ユーザーの属性や視聴時間帯等の詳細な情報については、費用が掛かることや営業秘密であることを理由として開示を行うことが困難である等の回答があった。
- 製作委員会及び元請制作会社（配信事業者から制作委託を受けた経験のある会社）からは、「国内動画配信事業者には再生数のデータを月ごとに出してくれる会社もあるが、特に外資系配信事業者は全く情報を出さない」などの回答があった。

閲覧回数の開示状況（過去５年間）

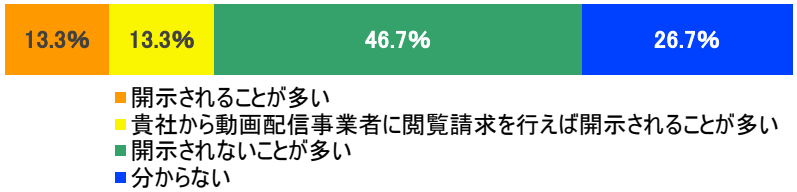

※ 直近の事業年度５年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

競争政策上の考え方

ヒアリング調査によると、動画配信事業者は、製作委員会や元請制作会社といった取引先（コンテンツプロバイダー）に対して、特にフラット型契約（許諾期間等に応じたライセンス使用料（固定額）を取引対価とする契約）となっている場合は、視聴回数等の情報を開示していない又は開示する情報の内容や精度がコンテンツプロバイダーの望む程度に達していない場合があるとみられる。これらの情報は、契約更新時やシリーズ作品又は類似の作品等の契約に当たり、制作委託費又はライセンスの対価の交渉の基礎となり得るものである。

動画配信事業者は、取引の相手方であるコンテンツプロバイダーに対して取引上の地位が優越している可能性はあり、動画配信事業者が視聴回数等の情報をコンテンツプロバイダーに提供しない場合に優越的地位の濫用に該当するか否かの判断に当たっては、両者の間で十分な協議が行われたか、動画コンテンツの需給関係等の事情を勘案して総合的に判断されることとなる。そのため、独占禁止法違反行為の未然防止の観点からは、コンテンツの対価については、動画配信事業者とコンテンツプロバイダーの間における十分な交渉を通じて設定されることが望ましく、そのため、レベニューシェア型契約の場合だけでなくフラット型契約の場合にも、動画配信事業者は、契約更新時やシリーズ作品又は類似の作品等の契約に当たり、対価についての適切な交渉に必要な範囲で、当該コンテンツに係るユーザーによる視聴状況等に係る情報を提供することが望ましい 。

公正取引委員会の対応

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

◆　独占禁止法上、取適法上、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる行為の未然防止の観点から、**製作委員会の構成事業者、制作会社、フリーランスに係る関係事業者団体等に対して、本報告書の内容を周知**。

◆　**関係省庁と連携しつつ、関係事業者による取組の進捗を注視**するとともに、**独占禁止法等の違反行為に対しては厳正・的確に対処**。

◆　本報告書の内容を基に、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法及び競争政策上の具体的な考え方を示す**指針を策定、公表する予定**。